第二十六条の次に次の一条を加える。

（間接経費の交付）

第二十六条の二　国及び研究開発法人は、公募型研究開発に係る資金を交付するときは、当該公募型研究開発等の特性を踏まえ、研究開発等の実施に直接必要な経費（第三十四条の三において「直接経費」という。）に加え、その交付を受ける研究開発機関（その交付を受ける研究者等が所属する研究開発機関を含む。）において当該研究開発等の実施に係る管理等に必要な経費（同条において「間接経費」という。）についても交付するものとする。

第二十七条第二項中「わたり研究開発」を「わたり研究開発等」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

（基金）

第二十七条の二　公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

一　将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

二　複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2　基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。

3　独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補塡の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第二十七条の三　資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2　主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第四章の章名中「国」を「国等」に改める。

第二十八条第二項中「行う」の下に「とともに、これらの評価に当たってはその特性に配慮する」を加え、同条第三項中「配分」の下に「（必要な人材の確保を含む。）」を加え、同条第四項中「研究開発の」を「研究開発等の」に改める。

第三十条を削る。

第三十一条の見出し中「事業者」を「民間事業者」に改め、同条第一項中「事業者」を「民間事業者」に、「並びにこれらの」を「及び」に、「これらに」を「研究開発等に関し民間事業者から提供される資金に応じて国が研究開発法人及び大学等における研究開発等に必要な資金を配分することその他の研究開発法人及び大学等に」に改め、同条第二項中「事業者」を「民間事業者」に改め、第四章第二節中同条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（科学技術に対する理解の増進及び研究開発等に係る寄附の促進）

第三十一条　国は、科学技術に対する国民の理解と関心を深めるとともに、研究開発等に係る寄附が活発に行われるような環境を醸成するために必要な施策を講ずるものとする。

2　研究開発法人及び大学等は、その研究開発等に関する国民の理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動に努めるとともに、寄附金の積極的な受入れのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

「第五章　研究開発の成果の実用化の促進等」を「第五章　イノベーションの創出の促進等」に改める。

第四十条第二項中「事業者」を「民間事業者」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第三項中「事業者」を「民間事業者」に改める。

第四十一条第二項、第四十二条第二項及び第四十三条中「事業者」を「民間事業者」に改める。

第四十三条の二を削る。

第四十四条の見出し中「事業者」を「民間事業者」に改め、同条第一項中「事業者」を「民間事業者」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「研究開発法人」を「国、地方公共団体、研究開発法人」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（公共事業等における研究開発の成果の活用）

第四十四条の二　国及び地方公共団体は、公共事業その他の事業の実施に関し、その効果的かつ効率的な推進を図るとともに研究開発の成果の実用化に資するよう、革新的な研究開発の成果等の活用に努めるものとする。

第五章第二節を同章第三節とする。

第三十五条第一項中「研究開発に係る施設及び設備（以下この条において「研究開発施設等」という。）の共用並びに研究材料、計量の標準、科学技術に関する情報その他の研究開発の推進のための知的基盤をなすもの（以下この条において「知的基盤」という。）を「研究開発施設等の共用及び知的基盤」に、「研究者等の」を「研究開発機関及び研究者等の」に、「研究者等が当該研究開発施設等及び知的基盤を利用するため」を「その利用」に改め、同条第二項中「研究者等」を「研究開発機関及び研究者等」に改める。

第三十六条中「事業者」を「民間事業者」に改める。

第五章中第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節　産学官連携によるイノベーションの創出の促進等

（産学官連携の促進）

第三十四条の二　研究開発法人及び大学等は、民間事業者におけるイノベーションの創出を効果的に行うためには研究開発法人及び大学等がその研究開発能力を最大限に発揮して積極的に協力することが重要であるとともに、このような協力を行うことがその研究開発能力の強化に資することに鑑み、産学官連携を組織的に推進するために必要な体制の整備、仕組みの構築、民間事業者に対する情報の提供その他の取組を行うよう努めるものとする。

2　国は、研究開発法人及び大学等による前項の取組への支援その他の産学官連携を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

3　民間事業者は、研究開発法人又は大学等と産学官連携を行う場合には、研究開発の成果の取扱い、人事交流、資金の負担等に関し、当該研究開発法人又は大学等の研究開発能力の維持及び向上に寄与することに配慮するよう努めるものとする。

4　研究開発法人、大学等及び民間事業者は、産学官連携を行うに当たり、知的財産の保護並びに個人及び法人に係る情報の適切な管理に努めるものとする。

（共同して研究開発等を行う場合等における経費についての負担）

第三十四条の三　研究開発法人及び大学等は、民間事業者と共同して又はその委託を受けて研究開発等を行う場合には、当該民間事業者との合意に基づき、当該研究開発等に従事する者の人件費、当該研究開発等に係る施設及び設備の維持管理等に必要な経費その他の直接経費及び間接経費のほか、産学官連携に係る活動の充実強化に必要な経費についても、その負担を求めることができる。

（成果活用事業者への支援）

第三十四条の四　国は、研究開発法人又は大学等の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）による当該研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又はその行う事業の成長発展を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2　研究開発法人及び大学等は、その研究開発の成果の普及及び活用の促進を図るために適当と認めるときは、当該研究開発法人又は当該大学等の研究開発の成果に係る成果活用事業者が円滑に新たな事業を創出し、又はその行う事業の成長発展を図ることができるよう、当該研究開発法人及び大学等の有する知的財産権の移転、設定又は許諾、技術的な指導又は助言、その保有する施設又は設備の貸付けその他の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うよう努めるものとする。